

## 飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響

飲酒運転事案を起こした教職員は、飲酒運転の危険性や違法性は十分認識していたにもかかわらず、飲酒後は「安全運転をすれば大丈夫」「少ししか飲んでいないから大丈夫」「もう酔いは醒めただろう」などと安易で身勝手な判断をしています。

アルコールが心身に及ぼす影響や、アルコールの分解に要する時間等について正しく理解することとあわせて、**安易な判断が自分や家族の将来に甚大な影響を及ぼす結果となる**ということについて、改めて認識を深めることにより、安易な判断に陥らない確固たる抑止力としてください。

### ■ 公務員、公立学校教員としての責任

#### (1) 懲戒処分

- 全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行を行った教職員に対しては、任命権者として、公務における規律と秩序を維持することを目的として、**懲戒処分**を行います。

#### 【懲戒処分の指針（山口県教育委員会）】

- 飲酒運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた教職員は、「免職」とする。
- 飲酒運転で交通事故（物損）を起こした教職員は、「免職」とする。
- 飲酒運転で交通事故（自損）を起こした教職員は、「免職」又は「停職」とする。
- 飲酒運転をした教職員は、「免職」又は「停職」とする。
- 相手が車を運転すると知りながら飲酒を勧めたり、飲酒運転と知りながら同乗した職員は、「免職」又は「停職」とする。

#### (2) 教員免許状の失効

- 禁錮以上の刑を受けた場合や懲戒免職処分を受けた場合は、**教員免許状が失効**し、免許管理者に**返納**しなければなりません。

#### (3) 給与上の不利益 等

- **懲戒免職処分を受けた場合には、原則として退職手当の全額が支給されません。**
- 懲戒処分等を受けた教職員は、勤務評定において勤務成績が良好でないと判定されることにより、**勤勉手当が減額**されたり、**昇給が延伸**されたりします。  
(昇給が延伸されると、結果的に、退職までの給料総額に影響が及びます。)

#### 【定年退職までの損失額（平成22年4月現在での概算）】

例	条件	処分内容	損失額（概算）	
例 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小学校教諭</li> <li>◇ 43歳</li> <li>◇ 給料月額 381,900円</li> </ul>	平成22年6月に懲戒処分	免職	1億4500万円
			停職（6月）	405万円
例 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高等学校教諭</li> <li>◇ 33歳</li> <li>◇ 給料月額 304,500円</li> </ul>	平成22年6月に懲戒処分	免職	2億740万円
			停職（6月）	490万円

※ 処分等を受けずに、教諭として定年（60歳）まで勤務した場合との比較

※ 免職の場合の損失額のみ、退職手当概算額を含む。

- 懲戒免職処分を受けると公立学校共済組合員の資格を喪失することに伴い、公立学校共済組合や教職員互助会から資金を借りていた場合、**貸付金の一括返済**を求められます。  
(退職手当の不支給により、退職手当による一括償還ができないため、直接請求されます。)

■ 刑事上の責任 (H24. 3現在)

- 飲酒運転等の悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、刑法や道路交通法の改正がなされ、当事者のみならず、同乗者や酒類の提供者等も含めて**刑事処分が厳罰化**されています。

(1) 刑法

■ 危険運転致死傷罪

運転状況	事故の結果	罰 則
アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で自動車を走行	負傷事故	15年以下の懲役
	死亡事故	1年以上20年以下の懲役

■ 自動車運転過失致死傷罪

運転状況	事故の結果	罰 則
自動車の運転上必要な注意を怠ったことによる交通事故	死亡事故及び負傷事故	7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

(2) 道路交通法

■ 運転者本人

運転者の状況	罰 則
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

■ 救護義務違反

救護義務違反（ひき逃げ）	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
--------------	----------------------

■ 飲酒検知拒否

警察官からの呼気検査要求を拒み、又は妨げた者	3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
------------------------	---------------------

■ 周辺者

罰則対象者	運転者の状況	罰 則
酒気帯び状態者に車両を提供した者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両等を運転する可能性がある者に対し酒類を提供した者又は飲酒を勧めた者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び状態者の運転する車両に同乗した者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

■ 道路交通法上の行政処分 (H24. 3現在)

- 道路交通法の改正がなされ、より少量のアルコールでも違反行為となるよう**酒気帯び運転の基準値が引き下げ**られるなど、**行政処分が厳罰化**されています。

区分	判断の基準	違反点数	処分内容
酒酔い運転	アルコールの影響で正常な運転ができないおそれ	35点	免許取消 (欠格期間3年)
酒気帯び運転	呼気中にアルコール0.25mg/L以上	25点	免許取消 (欠格期間2年)
	呼気中にアルコール0.15mg/L以上0.25mg/L未満	13点	免許停止90日

※ 酒気帯び状態で速度超過や一時不停止等の違反があれば、違反点数が加算される。

※ 処分内容欄の取消・停止期間は、前歴なしの場合

## ■ 民事上の責任

- 被害者がいる場合、加害者は**被害者に与えた損害を賠償する責任**が発生します。  
物損事故の場合は、壊れた自動車等の財物を修復するための費用を負担することになります。  
人身事故の場合は、治療費、入院費、休業補償、後遺障害の逸失利益に対する補償、慰謝料等の支払い義務が科されます。
- 被害者への補償については、自賠責保険や任意自動車保険から保険金が支払われますが、任意保険で契約している保険金額を上回ることも少なくありません。その場合は、**加害者自身が補償費用を工面して負担**しなければなりません。

## ■ 自動車保険、生命保険等の取扱い

### (1) 損害保険の取扱い (詳細は、各保険契約の約款による。)

- 飲酒運転による事故の場合、自動車保険のうち、**飲酒運転した本人の死亡、負傷、後遺障害や本人の車両は補償の対象外**となり、保険金が受け取れません。  
(被害者に対する補償のみ対象となります。)

### (2) 生命保険・医療保険 (詳細は、各保険契約の約款による。)

- 生命保険や医療保険においては、飲酒運転等の場合には、**本人の入院給付金や手術給付金等は受け取れません**。なお、死亡保険金は受け取れますが、「災害死亡扱い」にはなりません。

## ■ その他、社会的影響

- 懲戒免職処分を受けた場合等には、**被処分者の氏名が公表**されます。テレビや新聞等の報道機関は、**被処分者の氏名を含めて不祥事の内容等について報道**することになります。

### (1) 県教委による公表

- 「懲戒処分の公表基準」(平成15年山口県教育委員会策定)に基づき、懲戒処分を行った場合、**下記の事項を公表**します。

(1) 処分時期	(2) 所属名、職名、年齢	(3) 処分内容	(4) 処分理由
----------	---------------	----------	----------

- **懲戒免職の場合**は、上記に加え、**被処分者の氏名を公表**します。

### (2) 警察による公表

- **警察に逮捕された場合**は、原則として、**警察から氏名等が公表**されます。

## ■ おわりに

- 教職員の綱紀保持は、公教育に対する信頼を確保する上で、その根幹となる部分であることはもちろんですが、**教職員本人やその家族の生活を守る上でも極めて重要な要素**であることを、改めて自覚することが重要です。

- 最後に、飲酒運転により、とりかえしがつかない事故を起こした加害者や、その被害者遺族による手記が掲載されたホームページを紹介します。

自分自身を加害者や被害者遺族の立場に置き換えて、**「もし自分が飲酒運転で人身事故を起こしたらどうなるか」**と考えてみれば、**飲酒運転事故の悲惨さや責任の重大さ**を、より現実味をもって実感でき、飲酒運転の根絶に向けた決意はより一層強固なものとなるはずです。

※ 財団法人東京交通安全協会「**贖い(あがない)の日々**」

[http://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushi\\_aganai/list.html](http://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushi_aganai/list.html)

※ 特定非営利活動法人ASK「**飲酒運転により家族を奪われた遺族の手記**」、「**飲酒運転で実刑判決を受けたKさんの手記**」

<http://www.ask.or.jp/dontdrivedrunk.html>

## 【参考資料】

◎ 県教委資料「不祥事の根絶のために(基礎知識編)」(平成23年4月)

◎ 社団法人日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」

<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/0003.html>